平成２２年（フ）第４４４号
静岡県浜松市中区萩丘２丁目12番110号　引馬棟
債務者　飯尾マリアこと　エチャバリア　パティニョ　マリア　エウヘニア
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１０６４号
東京都八王子市川口町1816番地１エミグラントマンション303号
債務者　福西理恵子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１４号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1290番地
破産者　株式会社ビー・エム・シー
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第４１４７号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保812―３―108
破産者　澤田　和彦
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８号
東京都足立区千住寿町21番９号
破産者　長尾硝子株式会社
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６号
東京都町田市玉川学園２丁目８番26号
破産者　Ｓ．Ｎ．Ｃ．不動産コンサルティング株式会社
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７号
神奈川県横浜市港北区綱島東３丁目12―27―403
破産者　長野　敏哉
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３９０号
東京都三鷹市下連雀７丁目８―25―703
破産者　泊　　由美
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７２６号
埼玉県さいたま市桜区大字下大久保1699―２―1103
破産者　佐賀　利弘
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７２７号
埼玉県さいたま市桜区大字下大久保1699―２―1103
破産者　佐賀　正子
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１０５号
埼玉県草加市谷塚町714番地13
破産者　有限会社プレスメント企画
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１０６号
埼玉県草加市瀬崎町1060―Ａ―101
破産者　谷脇　　譲
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２５３号
東京都足立区六木３丁目39―６―104
破産者　遠藤　　篤
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８４７号
東京都新宿区西新宿３丁目９番３号
破産者　株式会社フォレストシティ
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９６１号
東京都東大和市狭山４丁目1487―２―106
破産者　眞柄　七郎
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０６２号
千葉県我孫子市寿２丁目21―12
破産者　松丸　國雄
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０７３号
東京都大田区大森本町２丁目23―２
破産者　酒井　和裕
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２９８号
東京都江戸川区南葛西３丁目14―７―201
破産者　吉岡　弘人
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２９９号
東京都江戸川区南葛西３丁目14―７―201
破産者　吉岡　清子（旧姓村上）
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２１１号
東京都世田谷区喜多見６丁目11番１号
破産者　株式会社Ｎａｔｕｒａｌｅ
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２１２号
東京都品川区西五反田４丁目27―９―408
破産者　河崎　輝雄
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部